

船舶事故調査報告書

平成24年5月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年8月22日（月） 12時30分ごろ～14時15分ごろの間）
発生場所	不明（広島県江田島市絵ノ島沖～広島県広島市広島港第3区の廿日市木材岸壁南東約1km付近の間）
事故調査の経過	平成23年8月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ^{きしょう} 喜蒼、1.1トン 270-30716広島、個人所有 6.64m（Lr）×1.99m×0.94m、木 ディーゼル機関、7.36kW、昭和61年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月25日 免許証交付日 平成20年6月18日 （平成26年4月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、広島港第3区の木材港北岸壁北西奥にある船溜まり（以下「本件係留場所」という。）を出発し、広島県廿日市市巖島（宮島）の北東端近くにある絵ノ島の周辺に至り、釣りを開始した。 僚船の船長は、平成23年8月22日12時30分ごろ、絵ノ島沖において、船長が本船から釣り糸を垂れているところを目撃した。 航行中の船舶は、14時15分ごろ、広島港第3区の廿日市木材岸壁から南東約1km付近において、本船が、機関を運転して左舵一杯とし、無人で同じ場所を左旋回しているところを発見した。 付近を航行中の別の船舶は、14時25分ごろ118番通報を行い、通報を受けた海上保安庁の巡視艇が本船の横に到着し、海上保安官が本船を停止させて船内に船長がいないことを確認したのち、僚船等と共に船長の捜索を開始した。 捜索を行っていた僚船は、8月26日06時51分ごろ、本船が発見された場所から南南東約3kmにある絵ノ島北側のかき ^{いかだ} 筏 付近において、漂流している船長を発見した。 船長の死因は、溺水と検案された。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風力 2～3 海象：不明</p> <p>本事故が発生した8月22日は、12時20分に岩国地方に大雨注意報が発表されており、本船が発見された海域でも、12時～14時ごろにかけて「にわか雨」が降っていた。</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本船の履歴や性能については、次のような状況であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一層甲板の和船型漁船であり、船長が数箇月前に中古で購入していた。 (2) 船首の物入れ庫には、救命胴衣が8着以上保管されていた。 (3) 船尾の左舷張り出しには、洋式便所が設置されていた。 (4) 操舵は、船尾に腰を掛けて舵棒を左右に振るタイプであった。 (5) 甲板は、狭くてつまづくおそれはあるが、木製なので足元がスリップするような材料や形状ではなかった。 (6) オーニングが船首から船尾にかけて張られており、その支柱の高さは約160cmであった。 (7) 舵棒から手を離すと左旋回する特性があった。 (8) 携帯電話と釣り餌は、船内に残っていた。 <p>(写真1 本船の船首、写真2 本船の船尾 参照)</p> <p>船長については、次のような状況であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 救命胴衣は、天候が悪化したときなどには着用していたが、ふだんは着用していなかった。 (2) いつも、遅くても14時～15時ごろには帰港していた。 (3) 健康で持病はなく、足腰も比較的しっかりしていた。 	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、12時30分ごろ、絵ノ島沖において、船長が釣りを行っているところを目撃され、その後、14時15分ごろ、機関を運転して旋回し、無人の状態で見送られたことから、この間において、本船が、絵ノ島沖での釣りを終え、広島港第3区の本件係留場所に向けて帰航中、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、絵ノ島沖での釣りを終え、広島港第3区の本件係留場所に向けて帰航中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>本船が所属する団体は、事故後、救命胴衣の着用を徹底するよう指導した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>	

	<ul style="list-style-type: none">・ 漁船の暴露甲板にいるときは、救命胴衣を着用すること。・ G P S機能のある防水型携帯電話を常に身に付けておくことが望ましい。
--	--

写真1 本船の船首



写真2 本船の船尾

